

原議保存期間30年
(平成44年12月31日まで)

各管区警察局広域調整部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長
各方面本部長

警察庁丁運発第47号
平成14年5月13日
警察庁交通局運転免許課長

経路申請制度の運用上の留意事項等について

この度、道路交通法の一部を改正する法律（平成13年法律第51号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第101条の2の2第1項の規定により、一定の優良運転者については、その者の住所地を管轄する公安委員会（以下「住所地公安委員会」という。）以外の公安委員会（以下「経路地公安委員会」という。）を経由して運転免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）に係る更新申請書を提出すること（以下「経路申請」という。）ができることとされた。

これを受け、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）による経路申請制度の適正、斉一な運用を図るため、その運用上の留意事項を下記のとおり定め、平成14年6月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 経路申請ができる者等

(1) 経路申請ができる者

経路申請ができる者は、免許証の更新を受けようとする者のうち、更新を受ける日において優良運転者に該当する者で、法第101条第3項の規定により当該更新を受ける日において優良運転者に該当することとなる旨を記載した書面（以下「更新連絡書」という。）の送付を受けた者である。

なお、次のいずれかに該当する者は、経路申請ができる者とはならないので留意すること。

ア 法第91条の規定により、免許に身体の状態に応じた条件（眼鏡等又は補聴器を使用すべきこととするものを除く。）が付されている者

イ やむを得ない理由のため免許証の更新ができなかった者（その免許がその結果効力を失った日から起算して6月を経過する前に次の免許を受けた者に限る。）であって、法第92条の2第1項の表の備考4の規定の適用を受けて、当該効力を失った免許を受けていた期間及び当該次の免許を受けていた期間が継続していたものとみなされることにより優良運転者となる者

(2) 経路申請ができる期間

更新を受けようとする免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の1月前から当該誕生日まで。

なお、当該誕生日が休日に当たる場合でも、経路更新を行うことができる期間の末日が当該誕生日の翌日に繰延べされることはなく、当該誕生日の経過をもって経路申請を行うことができなくなるので留意すること。

2 経路地公安委員会の経路申請受理上の留意事項

(1) 経路申請ができる者であることの確認

経路申請を行おうとする者（以下「経路申請者」という。）は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第34号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）第29条の2の2第1項の規定により、経路地公安委員会に更新連絡書又は更新連絡書の送付を受けた者であることを証するに足りる書類を提示しなければならないこととされている。

ただし、経路申請者が更新連絡書等を持参しなかった場合であっても、事務処理に支障を来さない範囲内において、申請窓口等においてその者の申出に基づき経路申請ができる者であることの照会を行うなど、経路申請者の利便を図るよう努めること。

(2) 経路申請に不備がある場合における措置

ア 記載漏れ及び必要書類等の未添付について

更新申請書の別紙「病気の症状等申告欄」に全く記入がない等更新申請書の必要事項の記載漏れの場合、更新申請書に府令第29条第3項の免許用写真を添付していない場合、経路申請者が道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第24号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第37条の6の2第1号又は第2号に掲げる高齢者講習を受ける必要のない者ではないのに更新申請書に府令第29条第4項第1号に規定する高齢者講習終了証明書を添付していない場合、経路申請者が当該高齢者講習を受ける必要のない者であって高齢者講習を受講していないのに更新申請書に府令第29条第4項第4号又は第5号に規定する書類を添付していない場合その他経路申請に不備がある場合はその旨を教示し、当該経路申請を受理しないこと。

イ 免許証更新手数料に係る証紙未貼付について

更新申請書に免許証更新手数料に係る経路申請者の住所地都道府県の収入証紙を貼付していない場合は、経路申請者に対し、住所地公安委員会に免許証更新手数料を支払わなければ更新手続きがなされない旨を教示すること。この場合、経路地公安委員会において、住所地公安委員会の免許証更新手数料の收受の方法が収入証紙によるもののみであることを照会等により確認できれば、必要な手数料の支払いがないことを理由として当該経路申請を受理しないこと。ただし、そのような確認が事務処理上円滑にできない場合は、当該経路申請を受理し、住所地公安委員会に更新申請書等を送付することもやむを得ない。

なお、平成14年5月10日現在の各都道府県の免許証更新手数料の收受方

法は、当該都道府県の収入証紙によるものであるが、今後、都道府県の証紙条例等の改正により免許証更新手数料の收受の方法が変更される見込みがある場合には、その都度、本職あて報告すること。

(3) 旧免許証の裏面への記載

経由申請の受理時において、経由申請者から更新を受けようとする免許証（以下「旧免許証」という。）の提示を受け、裏面の備考欄に「経由更新手続中 この免許証は新たな免許証と引換えに住所地公安委員会に提出してください。」等と朱書きし、経由地公安委員会の名称を記載した上で（別紙参照）、申請者に返却すること。

(4) 免許の取消し又は効力の停止事由に該当すると疑われる者への対応

経由申請者が提出した更新申請書の別紙「病気の症状等申告欄」の項目2、4、5又は6に記入があるときは、経由申請の受理後、住所地公安委員会から症状等について聴取される旨を記載した案内文書を、経由申請書を備え付ける場所に用意し、経由申請者の目に触れるようにしておくこと。

また、経由申請者が提出した更新申請書に上記項目への記入がある場合は、その者に対し、上記の旨を教示すること。

なお、その者が当該教示を受けた後も、経由申請を行う旨申し出た場合、これを受け付けないこととする理由はない。

(5) 免許証の記載事項の変更が伴う申請

経由申請者において、免許証の記載事項に変更があるとき又は免許証を亡失、滅失若しくは免許証の記載事項が読み取れない程度に汚損若しくは破損したときは、その者が申請に係る免許を現に受けている者と同一人であること等を確認すること（以下「本人確認」という。）が経由地公安委員会としては困難である。この場合、法第94条第1項により免許保有者に速やかな記載事項変更の届出義務が課されていること等から、本人確認を法令の規定に基づく更新申請手続により可能な範囲を超えてまで経由地公安委員会の責において行う必要性はないものと解される。したがって、この場合、経由地公安委員会は経由申請を受理せず、経由申請者に対してその旨及び住所地公安委員会において更新手続等を取るべき旨を教示すること。

また、経由申請者がこの場合における不利益を被ることがないように更新連絡書にあらかじめ必要な事項を記載すること。

3 経由地公安委員会の適性検査の実施等

(1) 適性検査の実施

経由申請をした者に対し適性検査を実施し、その結果を適性検査結果通知書に記載すること。

なお、経由地公安委員会は適性検査の結果による更新の可否の判断は行わない。

(2) 適性検査結果の記録等

適性検査の結果、合格基準に達していないと認められる者に対しては、当該適

性検査の結果、住所地公安委員会から免許証の住所地あてに改めて適性検査を受けるべき旨の通知がなされる場合があること等その後の手続について教示すること。

なお、経由申請をした者に対する適性検査に係る帳簿を備え、適性検査の結果が合格基準に達せず住所地公安委員会において改めて適性検査が実施される場合があると認められる者について、次の事項等を記載して保管し、事後の住所地公安委員会からの照会等に活用すること。

- ・ 適性検査実施日時、場所
- ・ 適性検査を受けた者の住所、氏名、年齢、免許証番号及び免許の種類
- ・ 適性検査の結果及び特異事項
- ・ 適性検査担当者の職名及び氏名
- ・ その他必要な事項

4 経由申請者に対する適切な説明

経由地公安委員会は、経由申請をした者に対する適性検査を実施した後、次の事項について説明すること。

(1) 新しい免許証（以下「新免許証」という。）の交付予定時期

経由申請をした日から起算して3週間を経過した日以降に住所地公安委員会から交付されること

(2) 新免許証の交付手段

- ア 住所地公安委員会から直接交付を受ける場合の交付場所及び受付時間等
- イ 代理人による受領が認められる場合があること
- ウ 経由申請に関する照会先等

5 経由申請をした者に対する更新時講習の実施等

経由申請をした者が経由地公安委員会の行う更新時講習（優良運転者講習）の受講を申し出た場合は、これを行うこと。

(1) 講習の内容

講習は、経由地公安委員会が住所を管轄する優良運転者と合同で行うことができることとし、経由地の地方版資料を用い、経由地の交通状況等について触れることとする。

(2) 講習実施後の措置

経由申請をした者が経由地公安委員会の行う更新時講習を受講した場合には、これを証する更新申請書への押印、文書の添付等の方法を用いて、更新申請書の送付を受ける住所地公安委員会において、経由申請をした者が更新時講習を受講済みであることを確実に認識し得るよう適切な措置を講ずること。

(3) 更新申請書の添付書類等に係る措置

経由申請者が更新申請書に添付した府令第29条第3項の免許用写真、同条第4項各号に掲げる書類等を更新申請書とともに住所地公安委員会に送付すること。

6 住所地公安委員会の経由地公安委員会からの送付書類受領後の留意事項

(1) 申請書類等の確認

経由地公安委員会から経由申請に係る更新申請書等の送付を受けた住所地公安委員会は、それぞれの書類を確認すること。

また、送付を受けた更新申請書の別紙「病気の症状等申告欄」の項目2、4、5又は6に記入があるときは、当該更新申請書に係る経由申請をした者に連絡して、症状等について聴取し、その者が免許の取消し又は効力の停止事由に該当するか否かを判断すること。

さらに、経由地公安委員会から送付された更新申請書に免許証更新手数料に係る住所地都道府県の収入証紙が貼付されていない場合は、経由申請をした者に連絡を取るよう、また、免許証更新手数料の支払いがなければ更新手続きが行われないこと及び免許証の更新を受けないまま有効期間の末日が経過すれば法第105条の規定によりその者の免許は失効することを教示するよう努めること。

(2) 更新の可否の判断

送付を受けた適性検査結果通知書の内容から判断して、運転に支障がないと認められたときには、免許証の更新を行うこと。

なお、適性検査結果通知書の内容から、更新の可否の判断ができない場合には、当該経由申請をした者に対し、改めて適性検査を受けるべき旨の通知を普通郵便（シール式はがき、封書等当該経由申請をした者のプライバシーに配慮した方法を用いること。）により行い、適性検査を実施すること。

7 新免許証の作成交付

(1) 新免許証の作成

新免許証の作成は、経由申請をした者が提出した写真を使用する。

なお、新免許証に記載する交付年月日は、経由地公安委員会から送付を受けた適性検査結果通知書等により経由申請をした者が自動車等を運転することが支障がないと認められた日以降とすること。

(2) 代理受領者に対する交付

経由申請をした者の代理人に新免許証を交付する場合は、委任状の提示を求めするなどして正当な代理権の有無を確認すること。

(3) 取消該当者等に対する措置

経由申請の受理後、経由申請をした者が免許の取消し又は効力の停止の基準に該当していることが明らかとなった場合には、免許の取消し又は効力の停止についての必要な措置を行うこと。

8 経由申請に係る広報等

(1) 経由申請に係る広報

経由申請が円滑に行われるよう更新連絡書に必要事項を確実に記載するほか、

各種広報媒体を活用して、経由申請の手続、経由申請ができる者、経由申請ができる期間、住所地都道府県の収入証紙販売場所、経由申請受付場所及び受付日時、各都道府県公安委員会の経由申請に関する照会先、各都道府県公安委員会の新免許証の交付窓口等の広報に努め、周知を図ること。

別紙

旧免許証裏面の朱書き記載例

経由更新手続中 この免許証は新たな免許証と 引換えに住所地公安委員会に提出してくださ い。 平成 年 月 日 公安委員会

(実物大)